「各種規定」改定のお知らせ

2024年10月1日

平素より西武信用金庫をご愛顧賜り誠にありがとうございます。 2024年11月1日より、下記規定を改定いたしますので、お知らせします。

記

1. 改定する規定

普通預金規定	貯蓄預金規定	納税準備預金規定
西武通知預金規定	定期積金規定	西武キャッシュカード規定

2. 改定する規定の新旧対照表

普通預金規定

西武信用金庫 普通預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
10.反社会勢力との取引拒絶 この預金口座は、第12条第4項第1号、第2号 AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当 しない場合に利用することができ、第12条第4項 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の 開設をお断りするものとします。	10.反社会勢力との取引拒絶 この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号 AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当 しない場合に利用することができ、第12条第3項 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の 開設をお断りするものとします。
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

貯蓄預金規定

西武信用金庫 貯蓄預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
11.反社会勢力との取引拒絶 この預金口座は、第13条第4項第1号、第2号 AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当 しない場合に利用することができ、第13条第4項 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の 開設をお断りするものとします。	11.反社会勢力との取引拒絶 この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号 AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当 しない場合に利用することができ、第13条第3項 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の 開設をお断りするものとします。
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 納税準備預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
11.反社会勢力との取引拒絶 この預金口座は、第13条第4項第1号、第2号 AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当 しない場合に利用することができ、第13条第4項 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の 開設をお断りするものとします。	11.反社会勢力との取引拒絶 この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号 AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当 しない場合に利用することができ、第13条第3項 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の 開設をお断りするものとします。
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武通知預金規定

西武信用金庫 西武通知預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
	一部省略

4. 反社会勢力との取引拒絶

この預金口座は、第5条第3項第1号、第2号 AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当 しない場合に利用することができ、第5条第3項 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の 開設をお断りするものとします。

5.預金の解約

- (1)<省略>
- (2)前1項の規定にかかわらず、本規定に定める 預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が 預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該 名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の 場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し 請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事 事件手続法第200条第3項の保全処分、または 民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に 係る仮払いについては、この限りではありません。
- (3)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を 継続することが不適切であると当金庫が判断した 場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または 預金者に通知することによりこの預金口座を解約 することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・解約に 関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当することが 判明した場合
 - A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団準構成員
 - D.暴力団関係企業
 - E.総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等
 - F.その他前各号に準ずる者

4. 反社会勢力との取引拒絶

この預金口座は、第5条第2項第1号、第2号 AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当 しない場合に利用することができ、第5条第2項 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の 開設をお断りするものとします。

- 5.預金の解約
- (1)<省略>
- (1)の2 前項の規定にかかわらず、本規定に定める 預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が 預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該 名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の 場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し 請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事 事件手続法第200条第3項の保全処分、または 民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に 係る仮払いについては、この限りではありません。
- (2)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を 継続することが不適切であると当金庫が判断した 場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または 預金者に通知することによりこの預金口座を解約 することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・解約に 関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当することが 判明した場合
 - A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団準構成員
 - D.暴力団関係企業
 - E.総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の 各号に該当する行為をした場合
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を 用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて 当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を 妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為

以下省略

下線部が変更箇所となります。

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の 各号に該当する行為をした場合
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を 用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて 当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を 妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為

以下省略

定期積金規定

西武信用金庫 定期積金規定 新旧対照表

改定後

一部省略

8. 反社会勢力との取引拒絶

この積金は、第9条第3項第1号、第2号Aから Fおよび第3号AからEのいずれにも該当しない 場合に利用することができ、第9条第3項第1号、 第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当 する場合には、当金庫はこの預金口座の開設を お断りするものとします。

9.解約

(1)<省略>

- (2)前1項の規定にかかわらず、本規定に定める 積金の名義人に相続が開始した後(当金庫が 積金名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人 の共同相続人全員の総意(相続人が1人の場合は 当該相続人の意思とします。以下同じ。)による 払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、 家事事件手続法第200条第3項の保全処分、 または民法第909条の2の規定に基づく払戻し 請求に係る仮払いについては、この限りでは ありません。
- (3) 前号のほか、次の各号に一にでも該当し、この積金を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの積金契約を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ①積金契約者が契約申込時または預金口座取引 開始時にした表明・解約に関して虚偽の申告を したことが判明した場合
 - ②積金契約者が、次のいずれかに該当することが 判明した場合
 - A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団準構成員
 - D.暴力団関係企業
 - E.総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等
 - F.その他前各号に準ずる者

改定前

一部省略

8. 反社会勢力との取引拒絶

この積金は、第9条第2項第1号、第2号Aから Fおよび第3号AからEのいずれにも該当しない 場合に利用することができ、第9条第2項第1号、 第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当 する場合には、当金庫はこの預金口座の開設を お断りするものとします。

9.解約

(1) <省略>

- (1)の2 前項の規定にかかわらず、本規定に定める 積金の名義人に相続が開始した後(当金庫が 積金名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人 の共同相続人全員の総意(相続人が1人の場合は 当該相続人の意思とします。以下同じ。)による 払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、 家事事件手続法第200条第3項の保全処分、 または民法第909条の2の規定に基づく払戻し 請求に係る仮払いについては、この限りでは ありません。
- (2) 前号のほか、次の各号に一にでも該当し、この積金を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの積金契約を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ①積金契約者が契約申込時または預金口座取引 開始時にした表明・解約に関して虚偽の申告を したことが判明した場合
 - ②積金契約者が、次のいずれかに該当することが 判明した場合
 - A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団準構成員
 - D.暴力団関係企業
 - E.総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等
 - F.その他前各号に準ずる者

- ③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の 各号に該当する行為をした場合
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を 用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて 当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を 妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為
- (4) 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以下省略

下線部が変更箇所となります。

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の 各号に該当する行為をした場合
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を 用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて 当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を 妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為
- (3) 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以下省略

西武キャッシュカード規定

西武信用金庫 西武キャッシュカード規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
7.代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込 (1)普通預金について代理人(預金者本人の申込により、配偶者または2親等以内の血族1名に限ります。なお、当金庫がやむを得ないと判断した場合は3親等以内の血族1名に限ります。) カードを発行する場合には、本人が代理人の氏名、暗証番号を当金庫へ届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行し本人宛郵送します。 (2)代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は原則本人名義となります。ただし振込カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は振込カードの依頼人名になります。 (3) <追加>	7.代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込 (1)普通預金について代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を<追加>届出ててださい。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行し<追加>ます。 (2)代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は<追加>本人名義となります。ただし振込カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は振込カードの依頼人名になります。 (3)<追加>
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

3. 改定日 2024年11月1日

以上

